# 立入禁止区域

## 南信－１０

凡例

| | 立入禁止区域 | 識別・区域 | 期間 |
|---|---|---|---|
| 1 | 長野県鳥獣保護区・休猟区 | | 通年 |
| 2 | レクリエーションの森、協定の森、共用林野等、管轄等が立入禁止とする場所 | | 通年 |
| 3 | 開発（立木、副産物、分収育林）<br>調査（県林主屋、遠林、治山、林道等）<br>委託業務（収穫調査、伐採、測定等）<br>直営業務（収穫調査、伐採） | | R6.1.1<br>～<br>R6.11.14 |
| 4 | 他万自治体等が実施する鳥獣被害等事業を実施するために狩猟者の立入を制限する区域 | | 通年 |

※その他、林道の維持管理作業が適宜行われています。
事業を実施している際は、十分にご注意してください。
※有害駆除、個体数調整等で立入禁止区域で狩猟等を行いたい場合は、
当該森林管理署等へご相談ください。